

令和3年2月市議会 建設水道委員会資料

第37号議案 長崎市道路占用料条例の一部を改正する条例

目次

1 改正の内容	1 ページ
2 施行日	1 ページ
3 算定方法	1～2 ページ
4 自動運行補助施設が占用物件として追加された経緯等	3 ページ
5 新旧対照表	4～6 ページ
6 道路法(抜粋)	7 ページ

土木部

令和3年2月



長崎市道路占用料条例の改正について

1 改正内容

道路占用については、道路法第32条の規定に基づき市が道路管理者として、市道に係る占用許可を行っているが、道路法の一部改正により、「自動運行補助施設」が新たな占用物件として位置づけられた。

なお、当該占用に係る占用料の額は、道路法第39条第2項の規定に基づき地方公共団体の条例で定めることとされているため、「長崎市道路占用料条例」を一部改正し「自動運行補助施設」に係る占用料の額を定めるもの。

占用物件		単位	占用料
自動運行 補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他線類	長さ1mにつき 1年	2
	その他のもの		9
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱 その他の柱類	1本につき1年	728
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡
地下に設けるもの		につき1年	273

2 施行日

令和3年4月1日

3 算定方法

(1) 占用料の算定式

占用料は道路使用の対価であり、土地の賃料相当額を占用料として徴収するもの。

$$\text{占用料の額 (円/㎡)} = \text{道路価格 (円/㎡)} \times \text{使用料率 (\%/年)} \times \text{占用面積 (㎡)} \times (\text{修正率 (\%)})$$

道路価格：地価のことを示しており、平成30年度の長崎市の固定資産税評価額を基に算出 (18,826 円/㎡)

使用料率：地価に対する賃料の割合に相当する率

修正率：道路空間の一部のみを使用する物件について、占用料を減額する調整率

※調整率 (地上：100% 上空：50% 地下：30%)

(2) 占用料（単価）の算定方法

占用物件		単位	道路価格 (円)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率 (%)	占用料 (円)		
道路法 第32 条第1 項第3 号に掲 げる工 作物	自動運 行補 助施 設	道路法 第2条 第2項 第5号 に規定 する自 動運行 装置に よる検 知の対 象とし て設置 する導 線その 他線類	地下 に設 ける もの	長さ 1m につ き1 年	18,826	4.84	0.01	30	2
		その 他の もの	18,826		4.84	0.01	100	9	
		道路の構造又 は交通の状況 を表示する標 示柱その他の 柱類	1本 につ き1 年	18,826	4.84	0.8	100	728	
	その他 のもの	上空 に設 ける もの	占用 面積 1㎡ につ き1 年	18,826	4.84	1	50	455	
		地下 に設 ける もの	18,826	4.84	1	30	273		

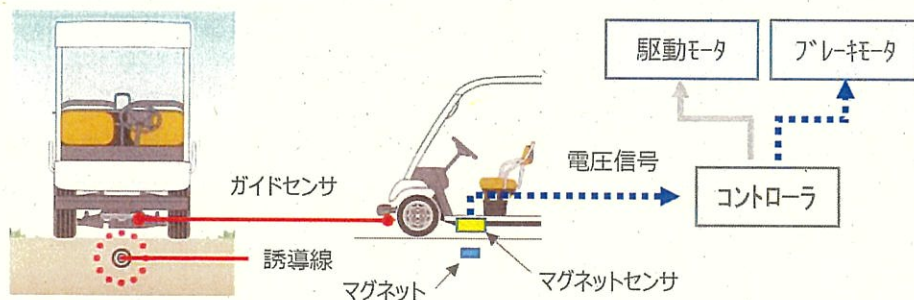
4 自動運行補助施設が占用物件として追加された経緯等

少子高齢化、人口減少が進展するなか、旅客や貨物輸送におけるドライバーの高齢化、人手不足が深刻化しているほか、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故が見受けられる。こういった道路交通に関する様々な問題を解決し、道路網の整備及び交通の発達に寄与するため、国土交通省と経済産業省では、自動走行ビジネス検討会を設置し、交通事故等の社会問題を解決するための取り組みを推進しているほか、自動車メーカーやIT企業の主導で自動車の自動運転技術の開発が進められており、一部では実証実験も行われている。

電磁誘導線及び磁気マーカーは、自動運転装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するため道路上に設けられる工作物であり、トンネルや山間部などGPSの測位精度が低下する場所や、車両センサーがうまく機能しない悪天候時に、安全な自動運転を支えるなどの役割を担う。

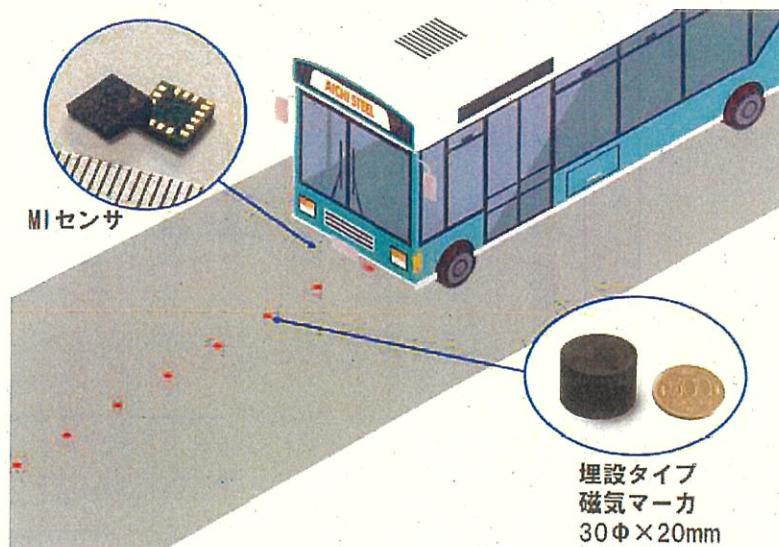
なお、政府は令和7年以降の高速道路における自動運転トラックの実現を目指している。

■電磁誘導式自動走行システム



- 3つのガイドセンサが地中に埋設されている誘導線の磁力線を感知し、コンピュータが誘導線の位置を解析し、設定されたルートを走行
- 埋設されたマグネット上を走行すると、車両の「マグネットセンサ」に電圧が発生し、信号をコンピュータが解析して車両の動作を制御

引用元 ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社 HP



提供 愛知鋼製株式会社

5 新旧対照表

改正後				現行			
別表（第2条関係） （平8条例29・全改、平16条例127・平19条例15・平20条例53・平23条例43・平25条例20・平26条例14・平30条例61・一部改正）				別表（第2条関係） （平8条例29・全改、平16条例127・平19条例15・平20条例53・平23条例43・平25条例20・平26条例14・平30条例61・一部改正）			
占用物件		単位		占用料		占用料	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年		円	510	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの その他 のもの	長さ1メートルにつき1年	2 9	[新設]	

		他の線類				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年			728
		その他	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		455
			地下に設けるもの			273
	その他のもの					911
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方			911
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路					円
地下に設ける通路						1,177
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年			911
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路					円
地下に設ける通路						1,177

	その他のもの		911		その他のもの		911
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

6. 道路法（抜粋）

○第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

（一～四 略）

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

（以下略）

○第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

（一～二 略）

三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

（以下略）

○第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。